

◆認定基準表（令和4年1月～令和4年12月の保護者の所得により判定）◆

記入例（裏面は封筒）

家族員数	所得限度額		家族員数が7人以上となる場合は、1人増加することに541,000円を加算	障がい者加算額 (家族員に含まれる障がい者1人につき)	
	借家の世帯	持家の世帯		380,000円	
2人	2,427,000円	1,779,000円		ひとり親加算額	
3人	2,948,000円	2,318,000円		扶養する子の数	加算額
4人	3,389,000円	2,761,000円		1人	330,000円
5人	3,840,000円	3,205,000円		2人	356,000円
6人	4,386,000円	3,746,000円		以下1人増につき	13,000円

(注) 家族員数：保護者とその扶養する家族員（税の扶養人数）の合計数
 所得：源泉徴収票の場合は『給与所得控除後の金額』、確定申告書の場合は『所得金額』など
 ※給与所得・公的年金等所得がある方は、「所得」から10万円を差し引いた所得額で審査します。
 ※賃貸契約書等の証明書類の提示（申請書裏面チェック票参照）がない場合は「持家の世帯」での審査となります。
 ※加算額：上記右の表にある「障がい者加算額」「ひとり親加算額」に該当する方は、証明書類（申請書裏面チェック票参照）をご提示いただければ、所得限度額にそれぞれの該当人数の額を加算し、審査します。

★ご確認ください★

- ◎令和4年中の所得が未申告の方
 …保護者の所得金額の合計で審査をします。令和4年中の所得を申告していない方は、必ず申告をしておいてください。扶養の範囲内で働いている方や収入がない方についても、申告する必要があります。（勤務先で年末調整をされている方や確定申告をされている方は、改めて申告する必要はありません。）
- ◎令和5年1月1日時点で他市に住んでいた方、及び、配偶者が単身赴任で他市に住んでいる（住んでいた）方
 …「令和5年度市府民税（所得・課税）証明書」（=令和4年中の所得の証明書）の提出が必要です。申請書に同封していただく必要はありませんが、提出が必要な方には後日通知をお送りいたしますので、ご提出をお願いします。（証明書をお持ちの方については、申請書に同封していただいても構いません。）
- ◎解雇や倒産・廃業により、令和4年中と収入の状況が大きく変わっている方
 …雇用受給者証等の提出により、令和4年中の所得によらず入学準備金の支給ができる場合がありますので、保健給食課まで事前にご相談ください。

記入例

令和5年度
令和 06年 01月 xx日 この書類の記入日

申請者 住所 高槻市 桃園町2番1号

氏名 高槻 次郎 振込先の口座名義人と同じ

電話番号 090 - 1234 - 5678

氏名	続柄	生年月日
高槻 次郎	本人	560402
高槻 葉子	妻	540711

★消えるボールペン・鉛筆は使用不可
 ★記入間違いを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押印するか、記入者の氏名を小さく記入し訂正印の代わりとしてください。（下記訂正例参照）

高槻市立小中学校に在学している児童生徒		その他の扶養家族	
氏名 高槻 星子	新小1のお子様の学年は空欄	氏名 高槻 太陽	生計を共にしている、左記以外の扶養家族を記入
生年月日 290530	桃園 中	生年月日 170318	・祖父母
氏名 高槻 太郎	第一 小2年	氏名 高槻 月人	・高校生以上の子
生年月日 211201		生年月日 031009	・幼児
	小中学生のきょうだいは、現在の学年を記入	氏名 高槻 次郎 高槻 華子	・高槻市立以外の学校に通っている小中学生
		生年月日 230625	
			訂正印を使用しない、記入間違いの訂正例（訂正印も使用可）

1段目は、新小1のお子様を記入（新小1のお子様複数いる場合は、2段目以降にも記入）

2段目以降は、現在高槻市立の小中学校に通うきょうだいを記入

別紙チェック票⑩参照（申請書裏面）
 ・1 借家⇒証明書類が必要です。
 ・2 持家⇒住宅ローンがある方はこちらです。

こちらを忘れず記入してください。（記入もれが多い箇所です）

ゆうちょ銀行の方は、通帳見開き下部の【店名】（=支店名）【口座番号】をご使用ください。

ゆうちょ銀行の支店の書き方（例）四〇八

郵送の方は、振込先の通帳の北-を同封

記号番号 この番号ではありません
タカツキ ジロウ 様

住宅状況 (1,2のどちらかに○を付けてください。)
 1 借家等家賃を負担している世帯
 2 持家等家賃を負担していない世帯（借家証明無しの場合も含む）

銀行名 ○○銀行 支店名 △△支店
 口座振込先 高槻 次郎
 口座番号 (1番・2当) 0123456